

# 徳島県中学校体育連盟規約

昭和22年4月15日制定  
昭和54年7月27日改訂  
昭和59年5月12日一部改訂  
平成3年5月11日一部改訂  
平成4年5月9日一部改訂  
平成5年5月7日一部改訂  
平成6年5月13日一部改訂  
平成25年5月10日一部改訂  
平成30年5月11日一部改訂  
令和2年5月15日一部改訂

## 第一章 名 称

- 第1条 本連盟は徳島県中学校体育連盟という。  
第2条 本連盟の事務局を中学校体育連盟会長が指定のところに置く。

## 第二章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は徳島県スポーツ協会並びにその加盟団体と緊密な連絡をはかり、徳島県中学校体育の健全な普及発達を図ることを目的とする。  
第4条 体育連盟の事業は下のとおりとする。  
1 中学校体育に関する基本の方針の審議並びに研究調査  
2 中学校体育諸行事の開催  
3 その他中学校体育に必要な事項

## 第三章 組織及び機関

- 第5条 本連盟は郡市中学校統合体育団体を以て組織する。  
第6条 本連盟内に次の専門部をおく。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1 研究調査部       | 12 サッカー部     |
| 2 陸上競技部       | 13 ラグビー部     |
| 3 水泳競技部       | 14 剣道部       |
| 4 野球部         | 15 柔道部       |
| 5 ソフトボール部     | 16 駅伝競走競技部   |
| 6 バレーボール部     | 17 弓道部       |
| 7 ソフトテニス部     | 18 バドミントン競技部 |
| 8 体操競技部       | 19 ハンドボール競技部 |
| 9 バスケットボール競技部 | 20 スキー部      |
| 10 卓球部        | 21 テニス部      |
| 11 相撲部        | 22 空手道部      |

第7条 次の役員をおく。

会 長	1 名	評 議 員	若干名	専 門 部 委 員	若干名
副 会 長	若干名	理 事	〃	顧 問	〃
会 計 監 事	3 名	常 務 理 事	〃	庶 務	〃

第8条 会長、副会長、会計監事は評議員会において選出する。

会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し会長が事故あるときは、その職務を代行する。

会計監事は本連盟の会計を監査する。

評議員は本連盟の郡市統合団体より2名を選出する。

理事は郡市統合団体より1名を選出する。

専門部委員は第6条の各専門部に1名以上郡市統合団体より選出し専門部会を組織し、各部会毎に部長、副部長を選出し、会長の承認をもとめるものとする。

常務理事・庶務は会長がこれを委嘱し、うち理事長、事務局長1名をおき本連盟の常務を処理する。

顧問は評議員会において推薦し諮問にあたる。

各郡市の評議員が会長、副会長に選出されたとき当該郡市は、その補充をすることができる。

郡市の評議員と理事及び常務理事とは兼ねることができる。

顧問を除く各役員はすべて本連盟の加盟員とする。

第9条 評議員会は本連盟の会長、副会長、評議員を以て構成し、次の事項を議決する。

- 1 規約の制定及び改廃
- 2 予算並びに決算
- 3 事業に関する事項
- 4 役員を選出推薦

第10条 役員研修協議会は、郡市理事、専門部長、及び常務理事を以て構成し、会長が必要に応じて招集し評議員会の決定事項を執行する。

第11条 専門部役員研修協議会は、専門部委員を以て構成し、会長は部長の要請に応じて招集し、本連盟の専門事項を分担する。

第12条 役員任期は1カ年とする。但し重任を妨げない。補充役員任期は前任者の残留機関とする。

第13条 総て会議は委任状を認め構成員の3分の1以上によって成立し、議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

#### 第四章 会 計

第14条 本連盟の経費は加盟団体よりの分担金補助金及び本連盟の事業より生ずる収入または寄付金を以てこれに充てる。

第15条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 附 則

第16条 本連盟の規約は、昭和22年4月15日より実施する。

第17条 事業遂行上必要な細則は別に定める。